

令和7年度 ところざわエリアプラットフォーム（仮称）構築支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、所沢市（以下「本市」という。）が発注する「ところざわエリアプラットフォーム（仮称）構築支援業務」について、専門的な知識や経験等を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。なお、本業務は、国土交通省の「官民連携まちなか再生推進事業」の補助金を活用し、同事業制度要綱に則して、実施するものである。

2 目的

本市の所沢駅周辺地域（以下、「旧町エリア」という。）においては、伝統のあるところざわまつりをはじめとしたイベントを実施し、街なかの賑わいの創出に寄与するまちづくり団体が多数存在している。

また、「所沢駅周辺グランドデザイン」に示すビジョンの実現に向け、令和4年度から令和6年度にかけて、公共空間を活用した社会実験、空き家・空き店舗などの利活用を見据えた街歩き勉強会、公共空間の利活用に向けた庁内連携勉強会などを実施し、まちづくりの担い手となる多様なプレイヤーの発掘やプレイヤー同士のつながりの構築、公共空間利活用の可能性を検証してきた。

本業務は、旧町エリアにおける、本市の中心としての魅力を持続及び向上させるため、地域が主体となり、民間事業者・行政などの多様な関係者の協働による組織である「エリアプラットフォーム」の構築を目的とする。また、まちの将来イメージを共有し、その実現に向け、公共空間などの既存ストックを活用し官民連携でこのエリアプラットフォームが戦略的に取組んでいくための実行計画となる「未来ビジョン」の骨子の検討も目的とするものである。

3 委託概要

業務委託名

ところざわエリアプラットフォーム（仮称）構築支援業務

業務場所

所沢市内

委託内容

仕様書のとおり

委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

予定金額

4,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

上記の金額を超えての提案は無効とする。

支払方法
業務完了一括払

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、本業務委託の趣旨を理解し、企画提案書の提出日から契約締結日までの期間において、次の事項を全て満たしていることとする。

令和7・8年度所沢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

公告の日から選定結果通知の日までの期間に、本市の指名停止等の処置を受けていない者

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者

国税及び地方税に滞納が無いこと

所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）を遵守し、その規定に反していない者

5 スケジュール

事業者の選定に係るスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程（予定）
実施要領の公表	令和7年 5月26日（月）
質疑受付期限	令和7年 6月 3日（火）正午まで
質疑回答	令和7年 6月 6日（金）午後4時
参加申込期限	令和7年 6月13日（金）午後5時まで
企画提案の提出期限	令和7年 6月17日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年 6月23日（月）
審査結果の通知	令和7年 6月26日（木）
契約締結	令和7年7月上旬

参加希望者が多数の場合は、書類審査による選考を実施し、選考結果を通知する。

6 質疑受付期限

令和7年6月3日(火)正午までに電子メールにて質問書(様式1)を送付すること。なお、質問を送付した場合は、到達確認のため電話にて確認すること。

7 質疑回答

令和7年6月6日(金)午後4時までに本市のホームページで回答する。

8 参加申込期限

受付期限

令和7年6月13日(金)午後5時必着

持参の場合は午前9時から午後5時まで(土曜及び日曜を除く)

なお、参加希望書を提出しない者は、企画提案書を提出できないものとする。

提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は到達したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合について本市は責任を負わないものとする。

提出物

参加希望書(様式2)

9 企画提案の提出期限

受付期限

令和7年6月17日(火)午後5時必着

持参の場合は午前9時から午後5時まで(土曜及び日曜を除く)

提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は到達したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合について本市は責任を負わないものとする。

提出物

提出物は下記 ~ に示すものとする。

企画提案書

ア 仕様書に基づき、作成すること。なお、様式は自由とする。

イ 原則として紙面はA4版・両面で作成し、12ページ以内(表紙、目次は除く。)とすること。

見積書

ア 仕様書を参考に作成すること。また、内訳を添付すること。

イ 宛先は「所沢市長 小野塚 勝俊」とすること。

事業実績(他市での実績等)

業務体制(本業務を担当する全ての者の資格・実績等を記載すること)

提出部数

正本 1 部及び副本（上記 ~ 、カラーコピー可）15 部

その他

企画提案書等の作成に要する費用については、提案者の負担とする。

提出された資料については返却しない。

企画提案書の提出後、その内容の変更は認めない。

提出書類が期限内に提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合及び参加資格を満たしていない場合は無効とする。

1 0 優先交渉権者の選定

本市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置する。

選定にあたっては、実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認した後、選定委員会が定める評価基準に従い審査する。なお、参加希望者が 1 者であっても審査を行う。

プレゼンテーション審査

提案者は、企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを実施する。

なお、出席者は最大 3 名とする。詳細については別途通知する。

審査日時：令和 7 年 6 月 23 日（月）

発表時間：説明 20 分、質疑応答 10 分程度

審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。また、優先交渉権者に加え、評価が 2 番目に高い提案者を次点者として選定する。

審査結果は、令和 7 年 6 月 26 日（木）に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問合せには応じない。

1 1 契約の相手方の決定方法

本市は、優先交渉権者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、評価が 2 番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、評価が 3 番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

1 2 情報公開

契約の相手方として決定した企画提案者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の応募書類の情報公開を行う場合がある。

1 3 その他留意事項

本市は、選定された事業者と協議を実施するなかで、業務の具体的な実施に関して、提案書の内容の変更や新たな提案を求めることができる。

1 4 提出・問合せ先

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市街づくり計画部都市計画課 担当：大野・秋葉・池田・江見

TEL：(04)2998-9192 / FAX：(04)2998-9163

E-mail：a9192@city.tokorozawa.lg.jp

参考：本市のこれまでの取組

以下の URL を参照。

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/toshikeikaku/kakutikumachidukuri/kukan/index.html>

ところざわエリアプラットフォーム（仮称）構築支援業務
公募型プロポーザル評価基準

項目	内容	配点	
業務体制	業務を遂行する上で人員が適切に配置され、業務分担できているか	5	20
	同種業務の実績があるか	5	
	工程計画が適切かつ効率的に組まれているか	10	
提案内容	所沢駅周辺グランドデザインの趣旨を理解し、目標に合致した提案になっているか	15	75
	旧町エリアにおける既存のまちづくり団体等の活動を理解し、エリアのストック資源を活用する提案になっているか	25	
	エリアプラットフォームの活動を経済的、人的に持続させるための適切な仕組みを提案しているか	25	
	創意工夫のある提案内容になっているか	10	
金額	企画提案内容と見積額が妥当なものであるか	5	5

評価が最も高い提案者の合計点数が6割を超えない場合は、優先交渉者として特定せず、該当者なしとする。

合計点数が同点の場合は、提案内容の項目の合計点が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。